

# 国民健康保険システム標準化検討会

## 特定健診等ワーキングチーム（第2回） 議事概要

日時 : 令和6年2月26日（月）10:00～11:05

場所 : WEB会議及び日本コンピューター株式会社りそな新橋ビル6F会議室

出席者（敬称略）:

（座長）

岡村 智教 慶應義塾大学 医学部衛生学公衆衛生学教室 教授

（構成員）

大柳 京美 遠軽町 民生部保健福祉課 参事

佐久間 博和 江戸川区 健康部健康推進課健診係 主任

相原 祐平 八王子市 健康医療部成人健診課健診担当 主任

倉内 ちさと 大阪市 福祉局生活福祉部保険年金課（保健事業グループ）  
担当係長

松田 真弓子 香南市 健康対策課保健衛生係 主幹保健師

大塚 真吾 アトラス情報サービス株式会社  
福祉システム部標準化プロジェクト 課長（代理出席）

三浦 裕和 株式会社RKKCS 企画開発本部 ゼネラルマネージャー

坂本 孝志 四国情報管理センター株式会社 営業部営業3課 課長

中島 卓朗 株式会社TKC 地方公共団体事業部  
ユーザ・インターフェイス設計センター 課長

関場 基浩 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門  
住民情報システム開発統括部 エキスパート

古閑 聡 富士通 Japan 株式会社 パブリック事業本部  
社会保障・フロントソリューション事業部 マネージャー

（オブザーバー）

水村 将樹 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

池端 桃子 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 地方業務標準化エキスパート

谷口 潤 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付主査

島添 悟亨 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐

巢瀬 博臣 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐

酒井 友徳 厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐  
雨宮 隼人 厚生労働省保険局国民健康保険課

(事務局)

公益社団法人国民健康保険中央会

**【議事次第】**

1. 開会
2. 議事
  - (1) 開催要綱について
  - (2) 全体スケジュールについて
  - (3) 全国意見照会の集約結果・標準仕様書案の修正内容について
  - (4) 検討・課題事項について
  - (5) ご依頼事項について
  - (6) その他
3. 閉会

**【配布資料】**

- 資料 1 開催要綱
- 資料 2 全体スケジュール
- 資料 3 全国意見照会の集約結果・標準仕様書案の修正内容
- 資料 4 検討・課題事項
- 資料 5 ご依頼事項
- 参考資料 1 意見・集約一覧
- 別紙 ご意見記入シート
- 別途添付 1 特定健診等システム標準仕様書【第 0.9 版】案

## ○議事概要

### (議事(1)について)

事務局から特定健診等 WT の開催要綱について説明が行われた。  
意見、質問等なし。

### (議事(2)について)

事務局から全体スケジュールについて説明が行われた。  
意見、質問等なし。

### (議事(3)について)

事務局から全国意見照会の集約結果について説明が行われた。

#### <質疑応答>

- ・(ベンダ構成員) 意見概要 No1 について、地方自治体独自事業は特定健診等システムでは扱えない認識でよいか。  
⇒(事務局) ご認識のとおり。特定健診等システムは国保中央会の特定健診等データ管理システムの共同処理機能をベースとするため、特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健康診査のみが対象となる。
- ・(ベンダ構成員) 意見概要 No3 について、券番号は自動採番後に手動採番ができる内容となっているが、特定健診等データ管理システムで採番する場合は適用されず、自庁で行う場合のみ適用されるという認識でよいか。  
⇒(事務局) ご認識のとおり。

### (議事(4)について)

事務局から検討・課題事項について説明が行われた。

#### <質疑応答>

- ・(ベンダ構成員) No1 の他システム連携のうち「住登外者情報」について、住登外者は特定健診の対象者ではないが、なぜ必要となるのか。また、特定健診の対象者のみ絞り込んで連携を行うのかは今後の検討となるのか。  
⇒(事務局) 住所地特例者に個別に受診券を送付することがあるというご意見があり、例外的に住登外であっても受診券等を送付したいケースがある認識である。40歳以上など絞り込みをして連携するかは今後の検討となる。
- ⇒(ベンダ構成員) 現在の連携要件に連絡先はない認識であるが、国保システム側の仕様書を変更するということか。  
⇒(事務局) 住登外者情報連携追加の可否から今後の検討事項という認識である。仮に追加が必要と判断された場合には、国保システム側とも検討を行う必要があると考えている。

### (議事(5)について)

事務局から依頼事項について説明が行われた。  
意見、質問等なし。

(議事(6)について)

全体を通しての確認がされた。

<質疑応答>

- ・(オブザーバー) 資料3および資料4について、意見内容と修正・対応方針は記載されているが、検討や修正に至った経緯や理由も記載してほしい。  
⇒(事務局) 承知した。次回以降記載を行う。

以 上